

基礎研
レター

中国、3歳まで育児手当支給へ

保険研究部 主任研究員 片山 ゆき
(03)3512-1784 katayama@nli-research.co.jp

1——3歳まで毎年3,600元、第3子まで受給が可能に

中国政府は、7月、満3歳までの子ども1人につき年3,600元（約74,000円）の育児手当を支給すると発表した¹。対象は2025年1月1日以降に出生した子どもで、2024年12月までに生まれた3歳未満の子どもも月数に応じて支給される²。支給は第3子までで、いずれも同額となっている。政府は年間およそ2,000万もの子育て世帯が恩恵を受けるとしている。

この育児手当は、個人所得税の課税対象外となり、生活保護受給者の場合も収入として算入されないこととなっている。政府はこれにより子育て世帯の経済的な負担を軽減し、少子化の抑制、消費拡大をはかる方針である。

申請は、子どもの両親の一方または後見人が子どもの戸籍所在地で行う。申請は主にオンラインで受け付けられ、アリペイやWeChatの「育児手当」ミニプログラム、または子どもの戸籍所在地の行政サービスプラットフォームから可能となっている。給付金は申請者または子どもの銀行口座などに振り込まれる。各地域は現在、実施計画を策定中で、8月下旬から順次申請受付を開始する見込みとなっている。

財源は主に中央財政が負担し、残りを地方財政などが負担する。2025年中に「育児手当補助金」として、およそ900億元（全体の約90%）が暫定的に配分される³。地方政府は、国の定める支給額を基準に、財政状況に応じて上乗せが可能であるが、その分は地方財政で賄うことになる。

¹ 中華人民共和国中央人民政府「中共中央弁公庁 国務院弁公庁印発<育児補貼制度实施方案>」、2025年7月29日、https://www.gov.cn/zhengce/202507/content_7034132.htm、2025年7月31日取得。

² 例えば2022年1月生まれの子どもの場合、育児手当の支給は合計300元となる。また、2024年12月生まれの子どもの場合、2025年～2027年までに毎年3,600元で合計10,800元が支給される。

³ 中華人民共和国中央人民政府「国務院新聞弁就育児補貼制度及生育支持措施有关情况举行发布会」、2025年7月30日、https://www.gov.cn/zhengce/202507/content_7034595.htm、2025年7月31日取得。

2——育児手当をすでに実施している地域では継続も可能

中国では、これまで一部の地域で独自の育児手当が支給されてきた。2024 年 10 月時点で、育児手当を導入しているのは 23 地域（省・市・県など）で、多くは市レベルの実施にとどまっており、全国の都市の 1 割未満となっている。多くの都市は 2023 年以降に導入しており、その背景には出産奨励策への転換となった「中国版エンゼルプラン」⁴の発表がある。

支給内容や条件は地域によって大きく異なる。内容が公表されている 10 都市をみると、対象者は第 3 子为中心で、一部の地域では第 2 子も支給対象となっている（図表 1）。第 1 子の支給は限定的であり、これは、第 2 子（2016 年）、第 3 子（2021 年）の出産容認・奨励の影響とみられる。これに対し、今回の全国版の育児手当は出生順序に関係なく、第 3 子まで同額の支給を受けられるよう考慮されている⁵。

図表 1 育児手当の支給とその条件（例）

		育児手当（万元/合計）			給付条件			
		第 1 子	第 2 子	第 3 子 （以上）	父母の当地戸籍 （注 1）	子ども の当地戸籍	当地居住	父母の当地の 社会保険加入
全国		1.08 万元 （0.36×3 年）	1.08 万元 （0.36×3 年）	1.08 万元 （0.36×3 年）	-	○	-	-
浙江	杭州市	-	0.5 （一時払い）	2.0 （一時払い）	-	○	-	-
広東	深圳市	0.45 （0.15×3 年）	0.6 （0.2×3 年）	0.9 （0.3×3 年）	-	○	-	-
黒龍江	ハルビン市	-	1.8 （月額 0.05×3 年）	3.6 （月額 0.1×3 年）	△	○	-	-
山東	済南市	-	2.16 （月額 0.06×3 年）	2.16 （月額 0.06×3 年）	-	○	-	-
四川	攀枝花市	-	1.8 （月額 0.05×3 年）	1.8 （月額 0.05×3 年）	◎	○	-	○
安徽	寧国市	-	1.0 （一時払い）	1.5 （一時払い）	△	○	-	-
湖北	武漢市東湖 新技術開発区	-	-	6.0 （1.0×6 年）	△	○	○	-
遼寧	瀋陽市	-	-	1.8 （月額 0.05×3 年）	◎	○	-	-
湖南	長沙市	-	-	1.0 （一時払い）	◎	-	-	-
内モン 古	フフホト市	1.0 （一時払い）	5.0 （年額 1.0×5 年）	10.0 （年額 1.0×10 年）	△	○	○	-

（注 1）父母の当地戸籍については、△：いずれか一方が保有、◎：両方が保有となる。父母の当地戸籍以外の条件について、「○」は該当を意味する。

（注 2）ハルビン市については、父母ともハルビン市戸籍の場合 100%支給。どちらか一方が他市の戸籍の場合は 50%支給となる。

（出所）各市・区の関連規定、中央人民政府の発表内容に基づき、片山ゆき（2024）「子育て支援が足りない」図表 3 を加筆・改定して作成。

⁴ 「關於進一步完善和落實積極生育支持措施的指導意見」（2022 年 7 月）、17 の省庁が連名で発出。結婚、出産、育児、教育という系統的な支援システムを整備するとした。①出産・育児関連サービスの充実化、②託児サービスの普及、③産前産後・育児休業の改善、④住宅・税金関連の優遇、⑤良質な教育資源の供給拡大、⑥子どもを産み育てやすい就業環境づくり、⑦出産奨励関連の広報・啓発の 7 つの分野を強化。

⁵ 第 4 子以降に育児手当の給付が設けられていない点については、政策としての第 3 子までの出産容認（2021 年）に連動していると考えられる。

支給条件は、多くの都市で両親の戸籍が申請地にあること（両方またはいずれか一方）を求めるなど、全国版より厳しくなっている。なお、所得制限などは設けられていない。

支給期間は多くの都市が3年間と全国版とほぼ同じであるが、支給額は全国版の年3,600元を上回るケースが多い。例えば、本年6月に導入したフフホト市では、第1子から第3子まで支給対象とし、第3子は最長10年間支給するなど、長期かつ高額な制度を設けている地域もある。

中国政府は、既存の制度で全国版を上回る支給額を設定している地域について、上級の監督当局への届け出を条件に継続を認める方針を示している。今後、若年層の移住促進などを目的とした育児手当拡充の動きも予想されるが、実施可能なのは財政基盤の比較的整った都市に限定されるとみられる。地方財政の制約は依然として大きく、政府は育児手当支給に際して、省レベルの行政機関に市ごとの給付額に大きな格差が発生しないよう求めている。加えて、これまで育児手当がなかった地域には新設を、全国版の支給額を下回る地域には引き上げを求めている。

ただし、0～3歳の平均養育費が73,614元（約151万円）⁶であるのに対して、3歳まで支給される育児手当の総額は1人あたり10,800元（約22万円/全国版）となっている。これでは出産直後の一部の経費を補うことはできても、育児の実質的な負担軽減効果は限定的と考えられる。

3—今後の課題

中国における直近の育児手当や子育て支援関連の動きを振り返ると、2024年7月に開催された第20期3中全会で、出産・育児支援制度の確立が人口対策の重要施策として位置づけられている。更に、2024年10月には「出産・育児支援政策システムの整備を加速し、出産・育児にやさしい社会づくりを推進するための諸施策」が発表され、3歳未満の乳幼児の保育費用について個人所得税免除を1人あたり月額2,000元に引き上げる策や、産休・育休の延長（合計158日）、男性が取得できる「配偶者出産休暇」（15日ほど）、3歳以下の子どもの看護休暇（5～20日）の新設や普及についても言及している。2025年3月の全国人民代表大会後の政府活動報告でも、育児手当制度の創設と手当支給への言及があり、7月初旬には制度の近日中の正式発表が報道されていた⁷。子育て支援や育児手当に関する政府の政策的な機運は高まっていた。

今回の全国統一の育児手当制度の導入は、国の出産・子育て支援策として大きな一歩と言える。しかし、今後に向けていくつかの課題も指摘されている。まず、支給額は養育を賄うには不足しており、支給期間も短い点である。平均養育費をみると、4歳から高校を卒業する18歳までは439,698元（約900万円）、大学進学となると更に平均142,000元（約290万円）が必要となる⁸。まさに子どもの養育費がピークとなる時期についてはサポートがない状況にある。

また、現金給付のみでは、出産・育児休業後の職場復帰支援、保育所への入所措置などとの連携が

⁶ 育娲人口研究智库「中国生育成本報告2024版」。

⁷ 新浪財經「育児補貼制度实施方案近日公布：每孩每年可領3600元補貼」、2025年7月3日、<https://finance.sina.com.cn/jjxw/2025-07-03/doc-infeezva4630791.shtml>、2025年8月4日取得。

⁸ 出典は注6と同一。

弱いため、子育て全体の負担軽減にはつながりにくいであろう。少子化による保育所不足や世帯構造の変化による家族内サポートの弱体化もあり、行政・育児サービス面の拡充も必要である。女性の職場復帰後のキャリアパスの形成、働き方のフレキシブル化、企業による子育てサポートの拡充など企業と行政の連携も重要となってくる。

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。